

議案第16号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するに  
ついて

宇治市水道事業給水条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成31年2月20日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇治市水道事業給水条例（昭和37年宇治市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表以外の部分中「100分の108」を「100分の110」に改め、「（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」を削る。

第25条各号列記以外の部分中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第43条第3号中「短期大学」を「短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」に、「後」を「後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第44条第2号中「後」を「後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」に、「については6年」を「（専門職大学前期課程の修了者を含む。第4号及び第5号において同じ。）については6年」に改め、同条第4号中「後」を「後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第43条及び第44条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第25条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用であつて、施行日以後に初めて水道

料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る水道料金については、なお従前の例による。

- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の条例第43条第8号の規定の適用については、同項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。
- 5 前3項に定めるもののほか、改正後の条例の施行に関して必要な経過措置は、水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。